

障害福祉サービス等の支給決定基準の策定について

1. 概要

これまで障害福祉サービス等の支給決定については内規で対応しておりましたが、厚生労働省による事務処理要領において「市町村は、障害福祉サービス等に係る支給決定を公平かつ適正に行なうため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」と示されていることから、支給決定にかかる要綱及び基準について策定するものです。

2. 要綱および基準について

(1) 「市川市障害福祉サービス等の支給決定に関する要綱」

障害福祉サービス等の支給決定に関する基本的な取り扱いを定めるものです。

(2) 「市川市障害福祉サービス等支給決定基準」

障害福祉サービス等の支給決定にあたって、具体的な基準を定めるものです。

3. 施行日

平成 31 年 4 月 1 日